令和7年4月保育施設入所申込(第2回目)のご案内

保育所・こども園の保育部分・小規模保育事業所等の保育施設は、保育を必要とする要件がある家庭 のみ入所できます。

入所申込みは、保育を必要とする認定(以下「2・3号認定1)の申請と同時に行います。

申込できる家庭

次の1・2の両方に当てはまる家庭が釜石市の2・3号認定の対象となり、保育施設の入所 申込ができます。

- 1. 保護者と申込児童の住民票が釜石市にある。
 - ※他市町村にお住まいの方で、令和7年2月28日までに釜石市に住民票を移す予定の 方は、釜石市に直接お申し込みください。3月1日以降に転入する場合は、現在住民 票のある市町村の保育所担当課へご相談ください。
- 2. 申込児童の保護者(原則として父母)が次のいずれかの事情で保育できない状態にある。
 - (1) 1か月に48時間以上就労している(自営業・夜間勤務・内職などを含む)
 - (2) 出産の前後である(出産予定日8週前の月の初日から出産後8週の月の末日まで)
 - (3) 病気、負傷、心身に障がいがある
 - (4) 病気や高齢の親族の看護・介護をしている
 - (5) 火災、風水害、震災等の被害があり、復旧に当たっている
 - (6) 求職活動をしている(入所後2か月以内に就労決定することが前提)
 - (7) 1か月に48時間以上就学している(職業訓練校を含む)

 - (8)虐待やDVのおそれがある場合 (9)その他、上記に類する状態と市長が認めた場合

【ご注意ください】

2・3号認定を受けた後、または保育施設等に入所した後に上記の要件に該当しなくなったときは、保育施設等 の利用ができなくなり、2・3号認定も取消します。 例:求職活動の期限である2か月以内に就労しない場合

申込できる保育施設

- ※定員は変更となる可能性があります。
- ※認定こども園の幼稚園部分をお申込の場合は直接園へお問い合わせください。

分類	保育施設名	受入可能月齢	定員	所在地
認定 こども園	かまいしこども園(保育部分)	生後3か月〜就学前	80	天神町5-13
	甲東こども園(保育部分)	生後3か月〜就学前	110	野田町4-6-8
	正福寺幼稚園(保育部分)	3歳~就学前	30	甲子町10-8-4
	平田こども園(保育部分)	生後2か月〜就学前	78	大字平田4-10-2
	神愛こども園(保育部分)	生後6か月〜就学前	40	上中島町4-2-20
	市立上中島こども園(保育部分)	生後8週~就学前	51	上中島町3-5-17
認可保育所	中妻子供の家保育園	生後2か月〜就学前	60	中妻町1-13-22
	小佐野保育園	生後2か月〜就学前	60	小佐野町3-4-10
	鵜住居保育園	生後2か月〜就学前	70	鵜住居町3-10
	ピッコロ子ども倶楽部桜木園	生後2か月〜就学前	70	桜木町1-5-18
小規模 保育 事業所	(A型) スクルドエンジェル保育園かまいし園	生後3か月~2歳	12	甲子町9-12-1
	(A型) 虹の家	生後3か月~2歳	12	中妻町1-16-10
	(B型) きらきら保育園	生後3か月~2歳	12	定内町2-11-15

[※] 小規模保育事業所は、満3歳になった年度の3月31日まで在園できます。

保育料の決定方法

◆ 2 号認定児童(3歳~5歳児) 国が令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償です。

10月

◆ 3 号認定児童(O歳~2歳児)
保育料は、保護者の住民税所得課税額により算定します。対象の課税年度が9月で切り替わるため、前期(4~8月)と後期(9~3月)で保育料が異なる場合があります。

令和5年4月1日から、釜石市の独自施策により、<mark>年齢にかかわらず世帯で監護する第2子以降の保育料を無償化</mark>しています。

11月

4月 5月 6月 7月 8月 9月 前年度の市民税額に基づく保育料

当年度の市民税額に基づく保育料

12月

1月

2月

保育料表はこち らから(釜石市 ホームページ)

3月



令和7年4月入所手続き(第2回目)の流れ

【入所申込】

入所申込は、令和7年1月6日(月)から1月31日(金)まで(土日祝日は除く)の期間に市こども家庭課窓口で受付しています。

- ※ 4月入所の場合、慣らし保育も4月から開始します。
- ※ 現在、保護者が育休中の場合、<u>職場復帰月の前月から入所できます</u>。 (例:5月15日から職場復帰予定→4月1日入所が可能) 別紙「提出書類の詳細説明」をもとに書類をご提出ください。

期限を過ぎての提出や不足書類がある場合は、申込受付できませんので、ご注意ください。

【入所審查】 ~2月下旬

入所希望者多数の場合は、書類・面談で確認した家庭状況により優先度を 判定し、優先順位の高い家庭から決定します。

【結果通知】 ~3月中旬 入所の可否に関わらず、結果が確定した順に連絡します。

- ◆入所決定した場合 園から面談日程の調整のため電話連絡があります。 面談後、入所の準備をしてください。
- ◆待機となった場合 令和8年3月入所まで審査を継続します。
 - ※ <u>5月入所から令和8年3月入所までの審査結果は、入所決定した場合のみ連絡します。</u>

【認定証交付】 3月下旬 入所の可否に関わらず、保育認定した家庭に「教育・保育給付認定証」を 交付します。

※ 教育・保育給付認定証は、保育施設への入所資格があることを証明する書類です。入所決定をお知らせするものではありません。

申込手続き等の問い合わせ先

釜石市こども家庭課 電話:0193-22-5121

場所:釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階